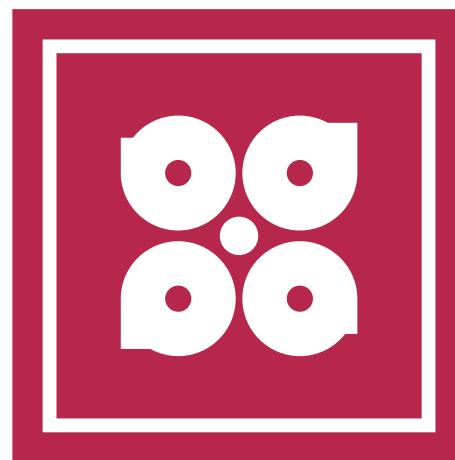


第18期 定時株主総会 招集ご通知



apcompany

開催日時 2019年6月26日(水曜日) 午前10時
(受付開始予定時刻：午前9時)

開催場所 東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
8階大ホール

目次

招集ご通知	1
(招集通知添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	25
計算書類	28
監査報告	31

株主各位

証券コード 3175

2019年6月11日

東京都港区芝大門二丁目10番12号

KDX芝大門ビル9階

株式会社エー・ピーカンパニー

代表取締役社長 米山 久

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月26日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター8階大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
4 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。 1. 連結計算書類の連結注記表 2. 計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。
- 事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.apcompany.jp>)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種施策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いているものの、中国経済を中心に、海外経済の動向と政策に関する不確実性が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移しました。

外食産業におきましては、天候不順による野菜等の価格の高騰や物流費の上昇に伴う原材料コストの高止まり、慢性的な人手不足による人件費及び採用費の上昇により、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては消費環境の変化に対応し、「日本の食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、既存ブランドの強化、新ブランド店舗の開発、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおり、人材の確保及び教育、生産地の開拓及び生産者との継続的な深い関わりによる商品力の強化、店舗オペレーションの改善など、事業基盤の強化に努めました。

当社グループの出店については、当初計画通りに既存店舗の収益改善を優先して新規出店は6店舗と抑えた結果となっております。また、抜本的な構造改革を実施するため、国内や海外の不採算店舗の整理又は閉店の決定を行ったことにより減損損失1,398百万円の計上を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は24,577百万円（前年同期比4.5%減）、営業損失は298百万円（前年は営業利益330百万円）、経常損失は91百万円（前年は経常利益550百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,028百万円（前年は親会社株主に帰属する当期純損失252百万円）となりました。

	第17期 (2017年度)	第18期 (2018年度)	前年同期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	25,723	24,577	4.5%減
営業利益または営業損失(△)	330	△298	－
経常利益または経常損失(△)	550	△91	－
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△252	△2,028	－

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

生産流通事業

売上高

(単位：百万円)

3,476

3,376

第17期(2017年度)

第18期(2018年度)

生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏、鮮魚、青果物などの生産及び流通事業を行っております。このため、食産業全般において、円安進行や天候不順の影響で、仕入価格の不安定化が事業課題になっておりますが、当社グループにおいては主要食材を当社グループ会社や安定した契約農家などから調達を行うことが事業の安定化につながり強みとなっております。

ただし直近では、魚業態店舗は増加しているため鮮魚の流通量は増加傾向となっているものの、「塚田農場」ブランド店舗の店舗数及び売上高が減少していることにより、地鶏の生産量や野菜の流通量が若干減少傾向となっております。このため生産子会社における加工場等の稼働率が低下し、セグメント利益が減少する要因となっております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,376百万円（前年同期比2.9%減）、セグメント利益は41百万円（前年同期比36.5%減）となりました。

販売事業

売上高

(単位：百万円)

24,624

23,360

第17期(2017年度)

第18期(2018年度)

販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、外食店舗を運営しております。

当連結会計年度の全店舗売上が、前年同期比94.9%となりました。これは前年同期比で国内の外食店舗が16店舗閉店した一方で、新規出店4店舗に加え、2018年12月に株式会社リアルテイストの株式取得により店舗数が15店舗増加したことにより当連結会計年度末時点で200店舗となったものの、既存店の売上高が前年同期比で減少しているため、全体として販売事業の売上高は、ほぼ横ばいとなっているものです。

販売事業の売上高及びセグメント利益は減少傾向にあります。5月の消費者庁からの措置命令の影響や豪雨・地震といった天災による臨時休業の影響等により、主力の国内外食事業において既存店売上高が減収したことに加え、新体制構築のため一時的に本部コストが上昇したことによるものです。海外も含めた新規出店は6店舗、閉店18店舗、業態変更4店舗で、当連結会計年度末時点で直営店舗数は217店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は23,360百万円（前年同期比5.1%減）、セグメント損失は328百万円（前年はセグメント利益270百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,029,873千円であり、主に販売事業における国内外での外食店舗の出店によるものです。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、金融機関より短期及び長期借入として1,511,828千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

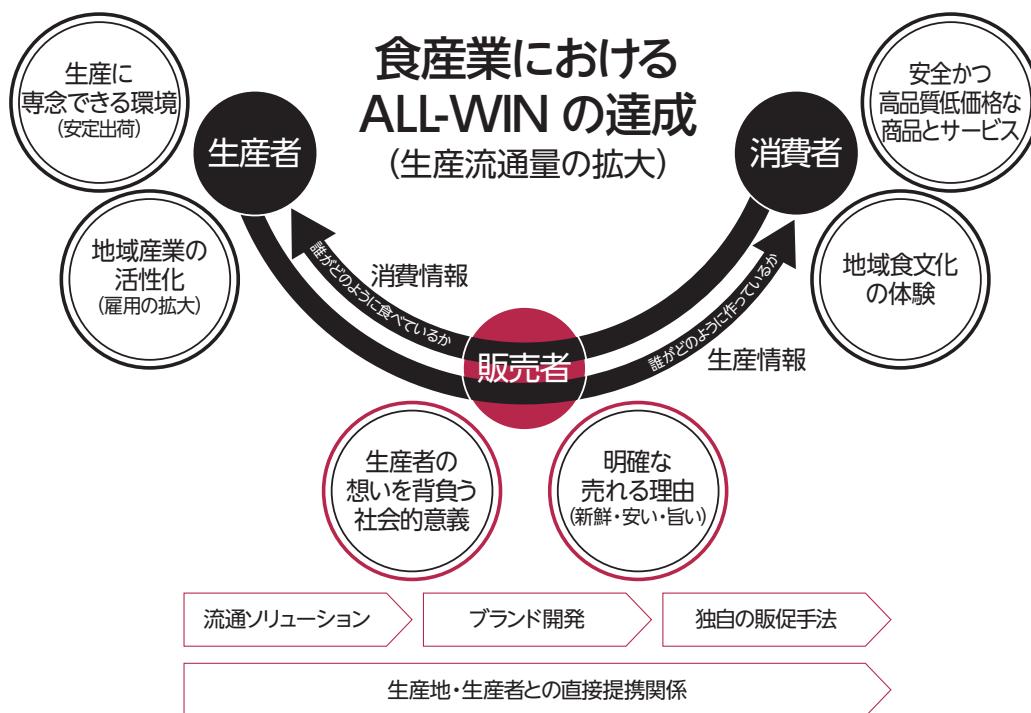
(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「日本の食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、「生販直結モデル」の事業展開を通じて、第一次産業の活性化と高品質低価格の実現による、食産業における生産者、販売者、消費者のALL-WINの達成を目指しております。

<当社グループが目指す、生販直結モデルによるALL-WIN>



当社グループでは、上記の達成のため、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

① 販売戦略の再構築と事業エリアの選別

当社グループの販売事業は、地鶏と鮮魚をメインとする平均客単価4,000円前後の外食店舗（居酒屋）を、主に首都圏において展開しています。ここ数年、既存店売上が低迷する中で本部経費が高止まり、収益力の低下を招く結果となりました。

この事態に対処するため、ブランド、店舗業態及び商品構成を、顧客や市場動向を分析しながら的確に行い、国内の既存店販売力を向上させます。また、新規事業・海外事業は事業展開の業態・エリアの選別を図り、選択と集中を果敢に実行することで業績向上を推進してまいります。加えて、宅配弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売などの外食以外の事業は、中期的な施策として中食や小売、通販などの販売形態の多角化を継続して検討していく方針です。また、売上高に見合う水準に本部経費の見直しを行うことなどにより、筋肉質の体制を構築してまいります。

② 提携産地の開拓と取組産業の拡充

当社グループの生産流通事業は、宮崎県、鹿児島県、北海道を主な提携産地として、畜産業（地鶏）及び漁業（鮮魚）を主な取組産業として自社生産及び流通を行っております。今後、全国の第一次産業の生産地と直接提携関係の構築を進めながら、卸売市場や仲卸を通さない漁業生産者との直接ネットワークの拡大と、取扱品目拡大の取組みを継続していく方針です。

③ 店舗の収益性の維持、向上

外食業界においては、低価格志向と高価格志向の二極化の傾向が見られますが、価格競争力だけでなくサービス力や商品力のある高付加価値を提供している企業の収益は好調に推移しております。その中で当社グループの販売事業は、マーケット状況に応じた商品投入を図りながら生産情報などの付加価値を提供することで中価格帯とされる平均客単価4,000円前後を維持または向上させる戦略をとる方針です。

④ 生産流通事業の収益性の維持、向上

当社グループの生産流通事業は、地鶏、青果物や鮮魚などの主要食材について、農漁業生産者との直接取引または自社生産による中間流通コストの圧縮と共に、生産の過程で生じる余剰品や未利用品の商品化や「今朝獲れ便」による鮮度向上等の付加価値向上を行っております。今後、そのノウハウを活用し、外部の飲食店や小売店を対象とした卸売販売を強化していくことで、収益の拡大を図っていく方針です。

⑤ 衛生管理・環境問題対応の強化、徹底について

食産業においては、食中毒や食品アレルギーなど食品事故の発生により、食品の安全性、商品表示の正確性に対する社会的な要請が強くなっております。また、食品ロスやプラスチックの廃棄など環境への配慮も強く求められております。当社グループの各店舗、事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底すると共に、定期的に本社人員による店舗監査や生産子会社への監査及び外部検査機関による検査と改善を行います。加えて、商品表示・環境問題への啓蒙等を行うことで、今後も食産業に求められるコンプライアンス体制の強化を行っていく方針です。

⑥ 人材の確保及び教育の強化

当社グループでは、事業拡大において出店店舗数を増加させていると共に、販売促進に関して一定の権限を店舗スタッフに付与し、各自の判断でサービスを提供していることから、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少する中で、人材の確保及び教育を経営上の課題であると考えております。人材の確保については、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用および管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。人材の教育については、人材開発本部を中心として経営陣も率先して参加することで社内教育体制の強化を図っております。

⑦ 生産流通体制の維持

当社グループの生産流通事業における施設面、人材面の体制は、当社グループの事業規模に合わせて順次整備を行ってまいりました。一般的に生産面では計画から収穫・出荷までの生産期間、流通面では流通経路等の整備に相応の期間を要するため、中長期的な観点から、養鶏場や加工場、物流拠点などの施設管理と、農漁業や物流・加工などの専門知識、技術を有する人材の採用と教育を行っていく方針です。

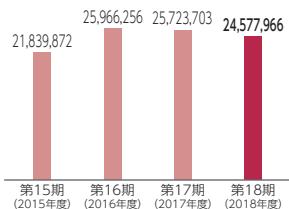
⑧ 経営管理組織の充実

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、ダイバーシティを考えた組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化して、ガバナンスの強化を図ってまいります。

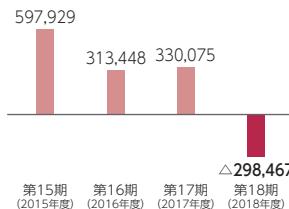
(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

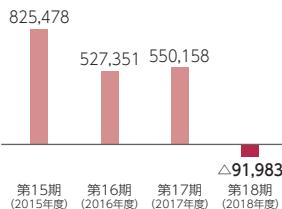
売上高
(単位：千円)



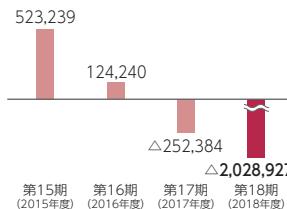
営業利益または営業損失 (△)
(単位：千円)



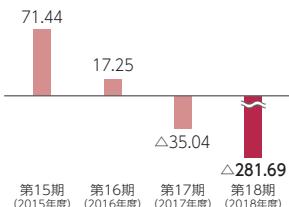
経常利益または経常損失 (△)
(単位：千円)



親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△)
(単位：千円)



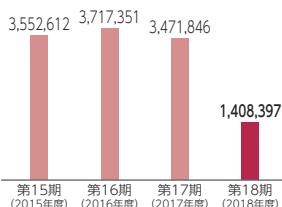
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△)
(単位：円)



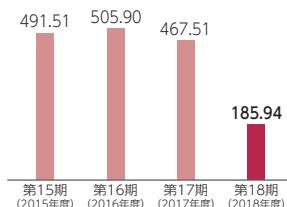
総資産
(単位：千円)



純資産
(単位：千円)



1株当たり純資産額
(単位：円)



		第15期 (2015年度)	第16期 (2016年度)	第17期 (2017年度)	第18期 (当期) (2018年度)
売上高	(千円)	21,839,872	25,966,256	25,723,703	24,577,966
営業利益または営業損失(△)	(千円)	597,929	313,448	330,075	△298,467
経常利益または経常損失(△)	(千円)	825,478	527,351	550,158	△91,983
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△)	(千円)	523,239	124,240	△252,384	△2,028,927
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円)	71.44	17.25	△35.04	△281.69
総資産	(千円)	12,765,030	13,840,206	13,040,441	10,651,375
純資産	(千円)	3,552,612	3,717,351	3,471,846	1,408,397
1株当たり純資産額	(円)	491.51	505.90	467.51	185.94

② 当社の財産および損益の状況の推移



	第15期 (2015年度)	第16期 (2016年度)	第17期 (2017年度)	第18期 (当期) (2018年度)
売上高 (千円)	19,562,178	21,562,444	20,719,304	18,843,112
営業利益または営業損失(△) (千円)	694,304	401,303	533,359	△88,411
経常利益 (千円)	900,550	602,473	740,614	119,739
当期純利益または当期純損失(△) (千円)	560,363	227,864	△281,008	△2,499,161
1株当たり当期純利益または当期純損失(△) (円)	76.51	31.64	△39.01	△346.98
総資産 (千円)	11,273,732	12,233,766	11,411,343	7,503,997
純資産 (千円)	3,374,515	3,602,379	3,329,095	827,115
1株当たり純資産額 (円)	468.12	499.76	460.74	113.76

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
(株)セブンワーク	40,000千円	100.0%	食品等の流通
(株)地頭鶏ランド日南	4,200千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
(株)新得ファーム	3,000千円	100.0%	地鶏の飼育、加工、販売
(株)プロジェクト48	3,000千円	100.0%	漁業、魚の加工、販売
AP Company International Singapore Pte.,Ltd.	SGD4,500,000	100.0%	飲食店経営
(株)エーピーアセットマネジメント	10,000千円	100.0%	ファンドへの出資の募集及び運用
エー・ピー投資事業有限責任組合	161,622千円	50.0% (0.1%)	6次産業化事業体への投資
(株)カゴシマバンズ	31,500千円	74.25% (25.0%)	地鶏の飼育、加工、販売
新鮮組フードサービス(株)	50,000千円	100.0%	飲食店経営
AP Company USA Inc.	USD500,000	100.0%	飲食店経営
AP Company Kalakaua LLC	USD200,000	100.0% (100.0%)	飲食店経営
(株)塚田農場プラス	20,000千円	100.0%	弁当製造販売
AP Bijinmen 1 LLC	USD200,000	100.0% (100.0%)	飲食店経営
Taiko Irvine LLC	USD200,000	100.0% (100.0%)	飲食店経営
AP Company Hong Kong Co.,Limited.	HKD36,750,000	100.0%	経営管理
北京健農飲食管理有限公司	CNY14,500,000	80.0% (80.0%)	飲食店経営
PT.APC International Indonesia	IDR12,969百万	100.0% (95.0%)	飲食店経営
(株)リアルティスト	10,000千円	100.0%	飲食店経営
AP Place Hong Kong Co., LTD	HKD14,700,000	100.0%	飲食店経営

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(11) 主要な事業内容

事業別	事業内容
生産流通事業	地鶏の生産、青果物の直接買入及び販売、定置網漁業 他
販売事業	店舗における飲食店経営、ライセンス販売、弁当製造販売 他

(12) 主要な営業所および工場

① 主要な営業所

業 態	店舗数	主要店舗
塚田農場など	135店舗	あべのハルカス店・新宿店・梅田阪急東通店・品川店・横浜西口店
四十八漁場、墨之栄など	26店舗	日本橋店・溜池山王店・新宿店・川崎店
やきとりスタンダードなど	8店舗	田町店・神田淡路町店・横浜西口店
関根精肉店・芝浦食肉・平澤精肉店	8店舗	八王子店・札幌店・大森店
焼鳥つかだ・くわんねなど	6店舗	中目黒・新宿
Tsukada Nojoなど	17店舗	海外（シンガポール・香港など）
立ち寿司	2店舗	新宿店、中野サンモール店
串亭・金平など	15店舗	恵比寿本店、日本橋三越前店、渋谷ストリーム店

② 主要な生産拠点

所在地	施設名	内 容
宮崎県日南市	養鶏場	みやざき地頭鶏の養鶏
	雛センター	種鶏の飼育、孵化
	処理場	食鳥処理
	加工場	食肉二次加工
宮崎県東諸県郡綾町	雛センター	種鶏の飼育、孵化
宮崎県日向市	養鶏場	みやざき地頭鶏の養鶏
宮崎県西都市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
北海道上川郡新得町	養鶏場	食鳥処理、食肉二次加工
宮崎県延岡市	事業所	定置網漁業
鹿児島県霧島市	処理加工場	食鳥処理、食肉二次加工
	雛センター	種鶏の飼育、孵化

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

当期末従業員数	前連結会計年度末比増減
1,080 [1,638] 名	△91 [△168] 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
787 [1,236] 名	△33 [△239] 名	32.3歳	3.42年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人員（1日1人8時間換算）を [] 外数で記載しております。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額 (千円)
(株)りそな銀行	646,939
(株)さらぼし銀行	615,478
農林中央金庫	460,000
(株)みずほ銀行	437,744
(株)商工組合中央金庫	297,500

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,202,644株

(自己株式数225,206株を除く。)

(3) 株主数 12,098名

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
米山 久	2,847	39.54
MTRインベストメント株式会社	675	9.37
吉野勝己	165	2.29
ゲームフリーク1号基金投資事業有限責任組合	147	2.05
村上世博	100	1.39
大久保伸隆	78	1.08
エー・ピーカンパニー従業員持株会	75	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	72	1.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	71	1.00
里見順子	60	0.83

(注) 持株比率は自己株式 (225,206株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権

当社は、2018年3月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役である米山久に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年3月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	2,228個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	1,782,400円（新株予約権1個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 222,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年7月1日から2033年8月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の割当日	2018年3月26日

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第3回新株予約権

当社は、2018年3月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者である小嶋敏夫氏に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2018年3月26日に付与いたしました。

新株予約権の数	7,428個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	5,942,400円（新株予約権1個につき800円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 742,800株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 841円
新株予約権を行使することができる期間	2021年7月1日から2033年8月25日まで
増加する資本金及び資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の金額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の割当日	2018年3月26日

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、新株予約権を行使することができず、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。
2. 受託者より新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
3. 受益者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
4. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

区分	氏名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
代表取締役	米山久	(株)地頭鶏ランド日南 (株)新得ファーム (株)プロジェクト48 AP Company International Singapore Pte.,Ltd. (株)カゴシマバンズ 新鮮組フードサービス(株) AP Company USA Inc. 北京健農飲食管理有限公司 PT.APC International Indonesia	代表取締役 代表取締役 代表取締役 DIRECTOR 取締役 代表取締役 DIRECTOR 取締役 DIRECTOR
専務取締役	杉谷仁司	北京健農飲食管理有限公司	取締役
取締役	里見順子	(株)カゴシマバンズ (株)セブンワーク (株)プロジェクト48 (株)エーピーアセットマネジメント (株)都農ワイン	代表取締役 取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	高島郁夫	(株)Francfranc	代表取締役
取締役	田路至弘	岩田合同法律事務所 TANAKAホールディングス(株)	執行パートナー弁護士 社外監査役
取締役	佐藤信之	(株)epoc (株)epocトレーディング (株)FIND (株)串カツ田中	代表取締役 代表取締役 社外監査役 社外監査役
常勤監査役	永井英介	(株)セブンワーク (株)地頭鶏ランド日南 新鮮組フードサービス(株) (株)塚田農場プラス (株)リアルティスト	社外監査役 社外監査役 社外監査役 社外監査役 社外監査役

区分	氏名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
監査役	橋岡 宏 成	ヴァスコ・ダ・ガマ法律事務所 (株)エーピーアセットマネジメント (株)ゴルフダイジェスト・オンライン トレンダーズ(株) (株)アイフリークモバイル	パートナー弁護士 社外監査役 社外取締役 社外監査役 社外監査役
監査役	中 村 武	アースタックス税理士法人 アースタックスコンサルティング(株)	代表社員 代表取締役

- (注) 1. 取締役高島郁夫、田路至弘、佐藤信之は社外取締役であります。
 2. 監査役永井英介、橋岡宏成、中村武は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役高島郁夫、田路至弘および佐藤信之ならびに監査役永井英介、橋岡宏成および中村武について東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 監査役橋岡宏成は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役中村武は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9人	77,373千円 (うち社外 3人 9,240千円)
監査役	3人	10,440千円 (うち社外 3人 10,440千円)
合 計	12人	87,813千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の定時株主総会において決議いただいております年額500,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含みません) の範囲で取締役会にて決定しております。
 2. 監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、2010年6月25日開催の定時株主総会において決議いただいております年額50,000千円以内の範囲で監査役会にて決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 高島郁夫	(株)Francfranc (代表取締役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 田路至弘	岩田合同法律事務所 (執行パートナー弁護士) TANAKAホールディングス(株) (社外監査役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 佐藤信之	(株)epoc (代表取締役) (株)epocトレーディング (代表取締役) (株)FIND (社外監査役) (株)串カツ田中 (社外監査役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 永井英介	(株)セブンワーク (社外監査役) (株)地頭鶏ランド日南 (社外監査役) 新鮮組フードサービス(株) (社外監査役) (株)塚田農場プラス (社外監査役) (株)リアルティスト (社外監査役)	兼務先は当社の連結子会社であります。
監査役 橋岡宏成	ヴァスコ・ダ・ガマ法律事務所 (パートナー弁護士) (株)エーピーアセットマネジメント (社外監査役) (株)ゴルフダイジェスト・オンライン (社外取締役) トレンダーズ(株) (社外監査役) (株)アイフリークモバイル (社外監査役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 中村 武	アースタックス税理士法人 (代表社員) アースタックスコンサルティング(株) (代表取締役)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 高島郁夫	就任後開催の取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。
取締役 田路至弘	就任後開催の取締役会全13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。
取締役 佐藤信之	当事業年度に開催された取締役会全17回のうち14回に出席いたしました。上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、経営会議等において、各事業や部門の責任者に対して必要な発言を適宜行っております。
監査役 永井英介	当事業年度に開催された取締役会全17回のうち17回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。大会社における財務責任者や監査役経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 橋岡宏成	当事業年度に開催された取締役会全17回のうち15回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 中村 武	当事業年度に開催された取締役会全17回のうち15回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 31,000千円

③ 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 32,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人について、会社法及び公認会計士法等の法令に違反する行為または公序良俗に反する行為その他の事項を勧告し、必要と認める場合には、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針としております。

6 会社の体制および方針

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議致しております。その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- ② 監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、会社の決議事項プロセス・内容などが法令及び定款などにに基づき、適合しているか確認する。
- ③ 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。監査結果については、定期的に代表取締役及び経営会議にて報告する。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 文書管理部署の管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- ③ 取締役会の下に毎月1回開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。
- ④ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社又はグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備する。
- ② 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保する。
- ③ グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役員による違法または不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査役に報告する。
- ② 監査役は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- ③ 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

II. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- (3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保しました。
- (4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした文書やデータ管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- (5) 取締役及び監査役を対象に改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードについての研修を実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	4,175,536
現金及び預金	2,161,737
売掛金	960,258
たな卸資産	620,659
その他	438,665
貸倒引当金	△5,784
固定資産	6,475,839
有形固定資産	3,788,929
建物及び構築物	3,021,147
工具、器具及び備品	417,284
建設仮勘定	162,967
その他	187,530
無形固定資産	333,708
のれん	304,757
ソフトウェア	24,372
その他	4,578
投資その他の資産	2,353,201
投資有価証券	152,748
敷金及び保証金	1,883,084
長期貸付金	12,448
長期前払費用	228,217
繰延税金資産	63,393
その他	18,613
貸倒引当金	△5,304
資産合計	10,651,375

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,343,361
買掛金	893,196
短期借入金	400,000
1年内償還予定の社債	50,000
1年内返済予定の長期借入金	1,946,304
未払金	329,565
未払費用	1,189,792
関係会社整理損失引当金	214,690
未払法人税等	66,576
未払消費税等	66,695
その他	186,539
固定負債	3,899,617
社債	85,000
長期借入金	3,492,367
繰延税金負債	17,302
関係会社整理損失引当金	48,500
その他	256,446
負債合計	9,242,978
(純資産の部)	
株主資本	1,405,222
資本金	495,517
資本剰余金	475,517
利益剰余金	809,040
自己株式	△374,853
その他の包括利益累計額	△65,980
為替換算調整勘定	△65,980
新株予約権	7,724
非支配株主持分	61,431
純資産合計	1,408,397
負債純資産合計	10,651,375

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		24,577,966
売上原価		8,018,323
売上総利益		16,559,643
販売費及び一般管理費		16,858,110
営業損失 (△)		△298,467
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,154	
持分法による投資利益	13,422	
為替差益	14,983	
協賛金収入	138,073	
補助金収入	35,273	
受取補償金	51,612	
その他	55,632	317,153
営業外費用		
解約違約金	19,412	
支払利息	51,845	
その他	39,410	110,668
経常損失 (△)		△91,983
特別利益		
固定資産売却益	11,957	
新株予約権戻入益	2,806	14,763
特別損失		
関係会社整理損失引当金繰入額	262,422	
固定資産除却損	9,341	
減損損失	1,398,883	
事業整理損	10,967	
課徴金	9,810	1,691,425
税金等調整前当期純損失(△)		△1,768,644
法人税、住民税及び事業税	28,303	
法人税等調整額	265,782	294,086
当期純損失(△)		△2,062,730
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△33,803
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△2,028,927

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	495,517	475,517	2,847,867	△374,840	3,444,062
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△2,028,927		△2,028,927
自己株式の取得				△12	△12
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△9,900		△9,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△2,038,827	△12	△2,038,839
当期末残高	495,517	475,517	809,040	△374,853	1,405,222

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△76,716	△76,716	10,530	93,970	3,471,846
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△2,028,927
自己株式の取得					△12
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△9,900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,736	10,736	△2,806	△32,539	△24,609
当期変動額合計	10,736	10,736	△2,806	△32,539	△2,063,449
当期末残高	△65,980	△65,980	7,724	61,431	1,408,397

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,315,379
現金及び預金	1,184,581
売掛金	406,535
商品	96,235
前払費用	273,005
関係会社短期貸付金	31,000
その他	386,343
貸倒引当金	△62,322
固定資産	5,188,617
有形固定資産	2,478,271
建物	2,064,260
構築物	3,093
車両運搬具	845
工具、器具及び備品	314,215
建設仮勘定	87,186
その他	8,669
無形固定資産	22,421
ソフトウェア	22,421
投資その他の資産	2,687,924
関係会社株式	699,415
関係会社出資金	48,284
敷金及び保証金	1,469,668
関係会社長期貸付金	744,643
長期前払費用	154,645
繰延税金資産	30,523
その他	8,523
貸倒引当金	△467,779
資産合計	7,503,997

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,864,424
買掛金	590,305
一年内償還予定の社債	50,000
一年内返済予定の長期借入金	1,728,486
未払金	222,644
未払費用	887,054
未払法人税等	62,783
未払消費税等	15,890
預り金	69,150
関係会社短期借入金	200,000
前受収益	31,173
その他	6,936
固定負債	2,812,456
社債	85,000
長期借入金	2,604,111
関係会社債務保証損失引当金	7,287
長期前受収益	17,365
その他	98,692
負債合計	6,676,881
(純資産の部)	
株主資本	819,391
資本金	495,517
資本剰余金	475,517
資本準備金	475,517
利益剰余金	223,209
その他利益剰余金	223,209
圧縮記帳積立金	21,415
繰越利益剰余金	201,793
自己株式	△374,853
新株予約権	7,724
純資産合計	827,115
負債純資産合計	7,503,997

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		18,843,112
売上原価		5,908,736
売上総利益		12,934,375
販売費及び一般管理費		13,022,786
営業損失 (△)		△88,411
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,514	
為替差益	10,453	
協賛金収入	134,981	
補助金収入	35,273	
受取補償金	51,612	
その他	28,483	281,320
営業外費用		
支払利息	36,688	
社債利息	466	
解約違約金	19,412	
その他	16,601	73,169
経常利益		119,739
特別利益		
固定資産売却益	11,957	
新株予約権戻入益	2,806	14,763
特別損失		
固定資産除却損	5,025	
減損損失	885,484	
関係会社貸倒引当金繰入額	395,191	
関係会社株式評価損	1,065,965	
関係会社債務保証損失引当金繰入額	7,287	
課徴金	9,810	2,368,764
税引前当期純損失 (△)		△2,234,261
法人税、住民税及び事業税	22,431	
法人税等調整額	242,467	264,899
当期純損失 (△)		△2,499,161

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計				
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	495,517	475,517	475,517	-	2,722,370	2,722,370	△374,840	3,318,565	10,530	3,329,095
当期変動額				-						
圧縮記帳積立金の積立				23,085	△23,085	-		-		-
圧縮記帳積立金の取崩				△1,669	1,669	-		-		-
当期純損失 (△)					△2,499,161	△2,499,161		△2,499,161		△2,499,161
自己株式の取得							△12	△12		△12
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									△2,806	△2,806
当期変動額合計	-	-	-	21,415	△2,520,577	△2,499,161	△12	△2,499,173	△2,806	△2,501,979
当期末残高	495,517	475,517	475,517	21,415	201,793	223,209	△374,853	819,391	7,724	827,115

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社エー・ピーカンパニー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 義仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 圭司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エー・ピーカンパニーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーカンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社エー・ピーカンパニー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 義 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 林 圭 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エー・ピーカンパニーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社 エー・ピーカンパニー 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	永井英介	㊞
社外監査役	橋岡宏成	㊞
社外監査役	中村武	㊞

以上

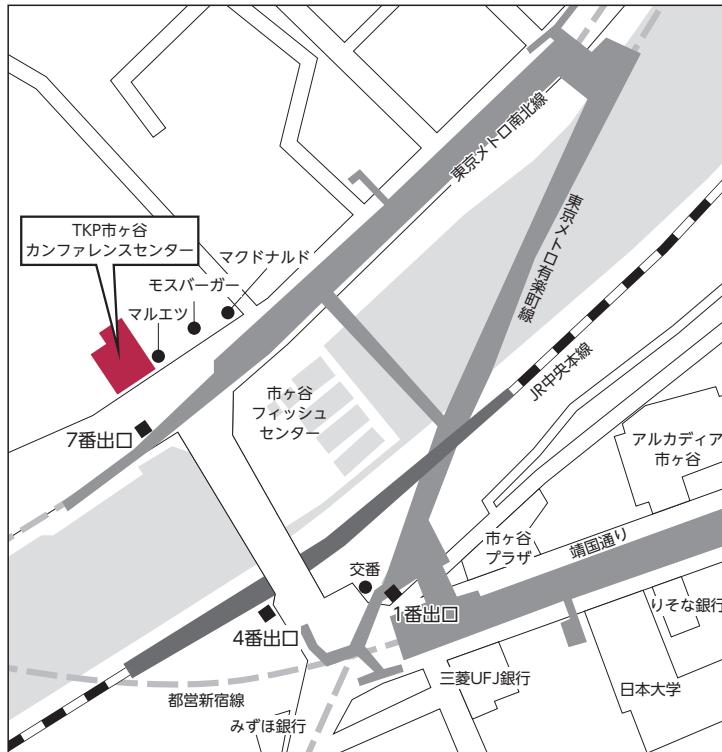
定時株主総会会場ご案内図

会場

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階大ホール
東京都新宿区市谷八幡町8番地 連絡先03-5227-6911

交通

- | | | | |
|-------|---|---------------------|-------|
| J | R | ① 総武線「市ヶ谷」駅から | 徒歩約3分 |
| 都営地下鉄 | | ② 新宿線「市ヶ谷」駅 4番出口から | 徒歩約5分 |
| 東京メトロ | | ③ 有楽町線「市ヶ谷」駅 7番出口から | 徒歩約1分 |
| 東京メトロ | | ④ 南北線「市ヶ谷」駅 7番出口から | 徒歩約1分 |



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。